

胤康遺蹟保存會

大正八年八月、胤康遺蹟保存會は北方村大字會木に起つた。其趣意書に『王政復古、明治維新は、本邦曠古の偉業なり。曩に日清日露の兩戰役を経、近く世界の大戰亂に参加して、國威は八紘に光被するに到るもの、一に渾然國家を統一したる新政の寶物に外ならず。然り而して、復古維新の事業たる、内外時勢の潮流に順應したる結果なるべきも、而も其推移中には、忠肝義膽、家を忘れ、身を忘れて、國事に奔走したる勤王志士の血涙あるを記憶せざるべからず。云々。吾儕歲月の推移と共に、胤康の事蹟の湮滅せんとを悞れ、同志相諮りて、これが保存の任に當り、以て士風振興の一端たらしめんと欲す。云々』とある。當時の役員は左の如し。

會長	小林乾一郎	顧問	笠原鷲太郎	同	長田觀禪	特別評議員	小田清兵衛
副會長	甲斐直記	同	大山綱治	同	馬目辨治	同	後藤吉太郎
顧問	三宅正意	同	後藤常吉	同	杉本四郎	同	谷仲吉

特別評議員	津田彦藏	同	上田信和	同	甲斐清市	同	柴田善市
同	喜多猪三郎	同	日吉幾治	同	甲斐吉彌	同	甲斐利三郎
同	三輪泉太郎	同	谷川梅吉	同	久俄喚嶺	同	田嶋彦四郎
同	戸島源藏	同	甲斐長藏	評議員	花畑又治	同	甲斐虎治
同	橋口隆吉	同	橋本勝	同	佐藤豊四郎	同	吉田伊太郎
同	谷五兵衛	同	山田清武	同	甲斐民治	同	井上治吉
同	川西忠吉	同	炭本次三郎	同	甲斐多士郎	會計	柳田一平
同	鈴木憲太郎	同	滿潮鐵次郎	同	甲斐健太郎	書記	甲斐道重
同	磯貝大二郎	同	奈須巖	同	柳田多四郎	同	甲斐郷助
同	甲斐善市	同	林田進	同	鹽水流計佐助	同	甲斐英雄
同	奈須榮右衛門	同	池田庄二郎	同	甲斐爲治	同	

胤康遺蹟保存會規則

- 第一條 本會ヲ胤康遺蹟保存會ト稱ス
- 第二條 本會事務所ヲ宮崎縣東臼杵郡北方村慈眼寺内ニ置ク
- 第三條 本會ハ贈從四位胤康ノ事績ヲ弘ク世ニ顯彰シ其遺蹟ヲ永久ニ保存シ忠君愛國ノ思想ヲ鼓吹スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
 - 一 遺物ノ蒐集及遺跡修築道路ノ改築墓石建造其他境内土地買入等ノ事

二 傳記ノ編纂刊行ノ事

三 毎年五月十八日法要執行ノ事

- 第五條 本會ハ金一圓以上ノ寄附者又ハ本會ノ爲ニ盡瘁セル者ヲ以テ會員トス
- 第六條 本會ニ理事會長一名理事副會長一名理事會計評議員若干名書記一名顧問若干名ヲ置ク
- 理事及評議員ノ任期ハ四ヶ年トス但再選ヲ妨ゲズ
- 理事ハ始メ總會ニ於テ推選シ其後ハ任期満了前評議員會ニ於テ推選ス
- 評議員及書記ハ會長ノ指名トス
- 顧問ハ會長又ハ評議員會ノ決定ニ依リ推選ス

第七條 會長ハ會務ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ佐ケ會長事故アル并之ニ代ル會計ハ専ラ會計ヲ掌ル

第八條 總會ハ會長ニ於テ特ニ必要トスル場合ノ外開會セズ評議員會ハ會長又ハ評議員五名以上ニ於テ必要トス

ル場合ニ於テ會長之ヲ招集ス

第九條 本會ノ經費ハ會員其他篤志者ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第十條 本會ノ基本金ハ北方報徳社又ハ郵便局若クハ確實ナル銀行ニ保管スル者トス

第十一條 本會基本金ノ利子ハ法要ノ經費ヲ辨スルノ外他ノ目的ニ使用セサルモノトス

第十二條 本會會員ニシテ金五圓以上ノ寄附者ハ毎年法要執行毎ニ案内スルモノトス

第十三條 本會會計及會務ノ狀況ハ毎年五月十八日ヲ以テ報告スルモノトス

卷末に書す

大正元年二月、余の西臼杵郡高千穂よりの歸途、東臼杵郡北方村大字曾木に一泊するや、同地の甲斐直記氏來り訪ひて、余に委ぬるに胤康和尚詳傳の編述を以てす。

余亦其志ありて、故久保田源吉氏の遺業を完成す可く、已に手を著けたる折なれば快然として之を諾し、互に其共鳴を歡びたり。

同年十月、わざく曾木に赴きぬ。而して慈眼寺に詣し、天瀧に登り、曾木原を觀、北方村なる故老につきて、和尚に關する異聞逸話を聞書し、遺墨と遺物とを搜り索め、茲に些か和尚の眉目を髣髴するに至りぬ。

大正四年五月、東臼杵郡延岡に往き、同地及び南方村に於ても亦、疑ひを故老に質し、且つ就縛前後の事情並に東海港出船の模様など、稍々詳しく知るを得たり。而して内藤家の秘録借覽のため、約二週間、同邸修史の一室に通ひたるが、其秘録は約

二百枚ありて、表紙に『文久二戌年、延岡慈眼寺看司胤康召捕一條書付控』と誌する。内容は和尚召捕に關する一切の書類にして、内藤家が從來餘り他見を許されざりし物なりとぞ。是によつて京都町奉行への引渡、京都所司代の吟味、岡藩志士との氣脈、其他當時に於ける公武間の錯綜せる事情などを會得したり。歸來、腹稿略ぼ成りしも、尙ほ沈潜攻究、年と共に漸く和尚に熟するを覺えたるが大正八年十月、胤康遺蹟保存會の曾木に起るや、和尚傳の編述と上梓とを以て、其會の主なる事業の一つとなしたり。而して甲斐直記氏は、同會副會長の資格を以て余の和尚傳を同會に提供せんことを請はる。余豈異議あるべけむや。斯くて氏と余との個人的宿約は、茲に胤康遺蹟保存會と余との關係となりぬ。爾來日夜筆を執りて、稿を更むると三回、尙ほ安からず思ふ點多く、小林天外翁の一閱を請ひぬ。翁は胤康遺蹟保存會會長にして、且つ和尚を知悉せる隨一の人物が、余の亂雜なる草稿を再讀し、百ヶ所に近き附箋を以て細緻なる指導を與へられ

たるは、寔に余の至幸とする所なり。而して甲斐氏も亦、或る部分につきて、且つ補正し且つ助言せられ、啓發する所少からず。斯くて大正九年紀元節の佳辰、全く稿を脱し、勤王史譚胤康和尚と題したり。

右は本書編述の由來と胤康遺蹟保存會の關係との一斑なり。而して素と是れ余一個の研究なれば、余に於て著作全部の責に任ずるは言ふ迄も無し。其考證的記載を要するもの多きも、之を本文に加へむは、讀者の煩累ある可しと思ひて省きぬ。

そは他の機關に於て、自由に解説し、論述するを得べければ也。而て維新小史の一篇を入れ置きたるも、背景の多きに過ぐるを思ひ、且つ紙數の増加に顧み、是も亦割愛するに至りぬ。

大慈寺、松月院の調査は甲斐直記氏及び余の親戚小川胖氏に負ふ所多く、靈山の招魂碑撮影は油津正行寺に托し、竹田の地理につきて、本縣耕地整理課内三浦三平氏を煩はしたる點あり。表紙及び和尚の肖像は、窓草菊池道生氏の苦心に成りたり。

而して其肖像は、保存會所藏のものを参考し、内藤家秘録中の『人相書』を斟酌したりごいへり。

引用書は本文中、略名を用ゐ、胤康召捕一條書付控を『召捕一條』王政復古義舉録を『義舉録』軍神廣瀬中佐詳僧を『重武傳』義舉私記を『私記』再囚秘記を『秘記』として示しぬ。

内藤家が秘録の借覽を許されたるは、余をして確信を以て斯書を公にせしめ、小林翁の指導は、本書の信用を増すと多大なる可し。以上録存して敬意を表す。

大正九年三月十日

著

者

追 録

胤康遺蹟保存會では、和尚と甲斐寶作の碑を建てることになり、己に工事に著手してゐる。場所は慈眼寺畔で、其地城も今回購入し、稍廣くなり、幅四間、長六間を石垣で圍み、其中へ明治卅年に出來た現在の墓碑を移し、其の次へ和尚のを、其の次へ寶作のを建てる。和尚のは長七尺、幅三尺四寸の自然石で、贈從四位胤康正三位子爵内藤政舉と刻し、寶作のは長三尺二寸、幅二尺一寸の灰石で、小林翁の選文を刻す。而して文中に甲斐龜治、安藤新太郎の閱歴の一斑が誌される。

勤王 胤康和尚終
史譚

大正九年三月十五日
大正九年三月二十七日

二十三日

印刷

發行

發行

胤康

遺蹟

保存

會

宮崎縣東臼杵郡北方村大字曾木

著作

若

山

甲

藏

宮崎縣宮崎町橋通二丁目

印刷

矢

野

喜

市

宮崎縣宮崎町橋通二丁目

9.5.1 5



372
A.1

終